

契約保証金免除の取扱いについて

1 契約保証について

鯖江市と契約（入札による契約。随意契約により契約を締結する場合は除く。）を結ぶ場合は、契約金額の100分の10以上（円未満の端数は切り上げ。単価契約の場合は、単価契約に予定数量を乗じた契約金額相当額）の契約保証金を納付（契約保証金に代わる担保の提供を含む）しなければなりません。

ただし、工事の請負契約を除く測量・建設コンサルタント業務（地質、設計、監理等）などについて、次の場合は契約保証金を免除することができますので、契約の締結にあたっては、財務管理課へ事前に確認してください。

- （1）契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2）契約を締結する場合において、その者が過去2年間の間に国（公社、公団等を含む。）または地方公共団体とその種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 契約保証金の免除を希望される方へ

履行保証保険契約により契約保証金の免除を希望される方は、その保証証券の原本を提出してください。

履行実績により契約保証金の免除を希望される方は、履行実績を証する書類（契約書の写し等）を添付し、契約保証金免除申請書を提出してください。

3 提出時期

契約保証金免除申請の承認は本市による審査が必要ですので、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、財務管理課に申請してください。

4 契約保証免除の取扱いについて

- （1）「過去2年の間」とは、本契約締結時の年度の前前年度までの間をいう。
- （2）「種類をほぼ同じくする」とは、本契約の業種と同業種であることをいう、またはその内容について発注者が同業種とみなしたものをいう。

5 施行時期

令和2年10月1日以降に公告する案件から適用する。

※ 様式については、鯖江市ホームページの下記アドレスからダウンロードできます。

https://www.city.sabae.fukui.jp/about_city/bid/yoshiki/nyusatsukeiyaku.html
